

# 研究員規則

(規程 第23号)

## (目的)

第1条 本規則は、豊田工業大学（以下、「本学」という）における受託研究員、受託研修員、訪問研究員（以下、総称して「研究員等」という）の取扱いに関する基本的事項を定める。

## (定義)

第2条 「受託研究員」とは、特定の専門事項について研究することを目的として、公共団体、学校、企業、その他これらに準ずる諸団体（以下、総称して「諸団体等」という）から当該諸団体等に在籍のまま、若しくは当該諸団体等の保証のもとに本学に派遣され、本学がその受入れを許可した者をいう。

2 「受託研修員」とは、特定の専門事項について研修することを目的として、諸団体等から当該諸団体等に在籍のまま、若しくは当該諸団体等の保証のもとに本学に派遣され、本学がその受入れを許可した者をいう。

3 「訪問研究員」とは、特定の専門事項について高度の学術研究を行うこと、あるいは共同研究・意見交換等を行うことを目的として、専任教員からの申請に基づき本学が受入れを認めた者をいう。

## (英文呼称)

第3条 受託研究員及び受託研修員の英文呼称は“Visiting Researcher”と表記する。

2 訪問研究員の英文呼称は，“Visiting Researcher”又は“Visiting Professor”等（所属大学の職位に準拠）と表記する。

## (資格)

第4条 受託研究員として受入れることができる者は、原則として「博士」、「修士」あるいは「学士」の学位を有する者、若しくは本学においてこれらに準ずる学力及び研究能力があると認めた者とする。

2 受託研修員として受入れることができる者は、本学において、目的とする研修を行うに足る学力及び研修能力があると認めた者とする。

## (受入れ等の手続)

第5条 受託研究員及び受託研修員の受入れは、諸団体等からの申請に基づき、学長が教授会の議を経て許可する。

2 前項の申請は、所定の申請書、推薦書、その他必要な書類を提出して行わなければならない。

3 訪問研究員の受入れは、申請に基づき学長が教授会の議を経て許可する。

## (研究料・研修料)

第6条 受託研究員の研究料は、年額567,000円とする。

2 受託研修員の研修料は、年額567,000円とする。

3 前2項の研究料、研修料は、受入れ期間が6ヵ月以下の場合は以下のとおりとする。

- (1) 1ヵ月以内：47,250円
- (2) 1ヵ月を超えて3ヵ月以内：141,750円
- (3) 3ヵ月を超えて6ヵ月以内：283,500円
- 4 前項の研究料，研修料を適用した受託研究員又は受託研修員について研究期間又は研修期間を延長する場合，再度前項各号を適用することは，原則としてできないものとする。
- 5 研究料，研修料の納付は，原則として受入れ期間の初日の属する月の末日までに行わなければならない。
- 6 受入期間が1年を超えるものについては，原則として年ごとに納付を行うものとし，2年目については，2年目の受入れ始期において適用される研究料・研修料を納付するものとする。
- 7 訪問研究員の研究料は，原則として無料とする。

(研究等の期間)

- 第7条 受託研究員の研究期間，及び受託研修員の研修期間は原則として2年以内とし，諸団体等の申請に基づき学長が教授会の議を経て決定する。
- 2 前項の期間について，更に研究若しくは研修を継続する必要がある場合，あるいはその他特別な理由のある場合には，学長は当該諸団体等の申請に基づき教授会の議を経て延長を認めることができる。
  - 3 前項の延長は1年間以内とする。ただし再延長を妨げない。
  - 4 第2項の申請は，所定の申請書を提出して行わなければならない。
  - 5 訪問研究員の受入れ期間は，申請に基づきそのつど学長が教授会の議を経て決定する。

(研究等の指導)

- 第8条 本学は，受託研究員又は受託研修員の研究，あるいは研修を指導するため，本学の教授，准教授，専任講師又は助教（以下，「専任教員」という）の中から1名以上の指導教員を定める。
- 2 受託研究員又は受託研修員の指導教員は，その希望する研究事項あるいは研修事項を考慮のうえ，諸団体等からの申請に基づき，学長が教授会の議を経て決定する。

第9条 【削除】

(研究費等の配分)

- 第10条 受託研究員及び受託研修員に対する研究費あるいは研修費は，別に定める基準に従い指導教員の属する研究室に配分する。ただし，研究旅費については原則として配分しないものとする。
- 2 訪問研究員には，特に必要と認める場合を除き，研究費及び研究旅費を配分しない。

(研究等の証明)

- 第11条 受託研究員又は受託研修員，あるいはそれらを派遣する諸団体等が研究若しくは研修の証明を希望したときは，学長は証明書を発行することができるものとする。

(研究等に要する費用の負担)

第12条 受託研究員の行う研究又は受託研修員の行う研修について特別な費用を要するときは、そのつど当該受託研究員又は受託研修員を派遣する諸団体等との協議によりその負担について定めるものとする。

(発明等の取扱)

第13条 受託研究員の行う研究又は受託研修員の行う研修について発明、考案若しくは意匠創作（以下、総称して「発明等」という）があったときは、その発明等が研究期間あるいは研修期間終了後になされたものであっても、当該受託研究員又は受託研修員、並びにそれらを派遣した諸団体等との協議によりその取扱いを決定するものとする。

(損害賠償)

第14条 研究員等が本学に不利益又は損害を与えた場合は、派遣元企業又は研究機関若しくは本人と協議の上で、その全部あるいは一部について損害賠償請求を行うことがある。

(細部事項)

第15条 本規則の運用等に関する細部事項については、別に定める。

(規則の改廃)

第16条 本規則の改廃は、教授会の議を経て理事長が決定する。

## 附 則

1 本規則は、令和4年11月15日に遡って改正施行する

|       |             |
|-------|-------------|
| 制 定   | 昭和56年7月17日  |
| 改正1回  | 昭和58年12月19日 |
| 改正2回  | 昭和62年3月16日  |
| 改正3回  | 平成10年3月9日   |
| 改正4回  | 平成11年7月19日  |
| 改正5回  | 平成14年2月18日  |
| 改正6回  | 平成16年4月26日  |
| 改正7回  | 平成19年3月5日   |
| 改正8回  | 平成23年6月27日  |
| 改正9回  | 平成26年6月1日   |
| 改正10回 | 平成28年4月1日   |
| 改正11回 | 平成31年1月1日   |
| 改正12回 | 令和3年4月1日    |
| 改正13回 | 令和5年2月20日   |